

改定概要

農林水産省・林野庁では、積算基準の改定を当年度の4月1日に行う。これに伴い県農林工事の積算基準は10月1日に改訂を行うが、今年度の農水省・林野庁の改訂内容において、価格影響が大きい一般管理費等率の改定を令和7年5月1日より前倒し適用する。

(1)一般管理費等率

令和7年5月1日から、測量業務における一般管理費等率について、下記のとおり適用する。

(現行)

50万円以下	50万円超え 1億円以下		1億円を超えるもの
	算定式により求められて率とする。 ただし、変数値は下記による		
	A	B	
91.2%	371.23	-0.107	51.7%



(改定)

50万円以下	50万円超え 1億円以下		1億円を超えるもの
	算定式により求められて率とする。 ただし、変数値は下記による		
	A	B	
95.8%	288.5	-0.084	61.4%